

# 「由緒沿革誌 其ノ二」の翻刻と平安義会への授産金引継 — 『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の紹介(四) —

下川 雅弘\*

Introduction to Heian-gikai Shiryo (the Historical Materials of the Heian-gikai) and Ohkitsu-zaidan Shiryo (the Historical Materials of the Ohkitsu-zaidan) for the Study of Kyoto-kanke-shizoku (IV)

Masahiro SHIMOKAWA\*

## Abstract

The term Kyoto-kanke-shizoku refers to the low-level functionaries who served in the Imperial Court until 1869. They became unemployed and impoverished as a result of the Meiji Restoration. The organizations Heian-gikai and Kyoto-Ohkitsu-zaidan were founded to support them. Heian-gikai Shiryo (the Historical Materials of the Heian-gikai) and Ohkitsu-zaidan Shiryo (the Historical Materials of the Ohkitsu-zaidan) are the materials handed down from generation to generation in these organizations. In 2016, these materials were donated to the Kyoto Institute, Library and Archives. This text was written to introduce them for being used in the study on the Kyoto-kanke-shizoku.

## はじめに

本稿は、近世以前において朝廷に出仕していた官家士族について、その近代以降の動向の解明に資するため、京都府立京都学・歴史館所蔵『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の一部を、逐次翻刻・紹介することを目的としている<sup>①</sup>。その(四)となる今回は、同史料群のなかから、とくに平安義会への授産金引継に関する史料を取り扱う。

平安義会とは、官家士族の救済等を目的とする団体で、明治二十四年(一八九二)五月の設立とされている<sup>②</sup>。官家士族の子弟を教育する目的で設立された平安義校の廃止が、明治二十六年(一八九三)に決定すると、平安義会は官家士族の子弟に対して奨学事業を展開する団体としての性格を確立していく。以上は拙稿を含むこれまでの研究において明らかにされている<sup>③</sup>。このうち明治二十四年に平安義会が設立される経緯については、小林丈広氏が簡潔に紹介しているものの<sup>④</sup>、その詳細や明治二十六年に至るまでの平安義会の性格などについては、いまだ不明な点が残されている。

そこで本稿では、平安義会の社団法人化および授産金引継に関する明治二十二年(一八八九)から明治四十一年(一九〇八)の史料を綴込んで簿冊とした、『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ二」の一部を翻刻・紹介し、草創期の平安義会についてあらたな情報を提供したい。

## 一 『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ二」の構成と解題

まずは、『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ二」の冒頭に記載された目録を引用する。

### 社団法人設立二関スル書類

#### 目録

- 壹 定期総会及臨時総会出席人名
- 貳 臨時総会議事録
- 参 社団法人許可願
- 四 社団法人進達願
- 五 平安義会資産総額
- 六 平安義会定款
- 授産金二関スル書類
- 目録
- 壹 授産金引継書
- 貳 同
- 参 領収証

これらに綴られた膨大な書類のなかから、本稿では、後半の「授産金二関スル書類」を取り扱う。「授産金二関スル書類」は、明治二十二年から明治二十五年(一八九二)のもので、この期間は平安義会の設立直前から草創期に該当する。

「壹 授産金引継書」には、(一)「拝借金之儀ニ付願」、(二)「拝借金利引返納之儀ニ付歎願」、(三)「授産金恩貸之儀ニ付歎願」、(四)「京都住旧幕士族名簿」、(五)「記(金貳百六拾八円八拾七銭請取状)」が、「式同」には、(六)「授産金引継書」、(七)「第壹号 明細書」、(八)「第貳号 明細書」、(九)「第参号 計算書」、(十)「第四号 計算書」、(十一)「総代議員撰挙会費及備品」が、「参 領収証」には、(十二)「領収証」が、それぞれ綴られている。これらのうち、(四)(五)(十一)を除く各史料について、その全文を翻刻・紹介したい。なお、翻刻に当たっては、原則として旧字を新字に改めている。それぞれの史料についての解題は、以下の通りである。

(一)の「拝借金之儀ニ付願」は、明治二十二年(一八八九)十二月二日に、京都旧官家士族惣代十三名と京都住旧幕士族惣代三名が、授産金の貸与を京都府知事北垣国道に願ひ出た書類で、同年十二月二十一日付で二千元の貸与が認められるとともに、返納準備金三百九十六円五十九銭二厘の上納が命じられている。

(二)の「拝借金利引返納之儀ニ付歎願」は、京都旧官家士族総代十三名と京都住旧幕下士族総代三名が、貸与された二千元の授産金の利引返納を京都府知事北垣国道に願ひ出た書類で、貸与された二千元のうち九十七円四銭五厘の下付が、明治二十三年(一八九〇)三月三日付で認められるとともに、上納すべき返納準備金が三百七十七円三十四銭八厘に引き下げられている。なお、この書類には願ひ出の年月日が記されていないが、(十二)の「領収証」に、(明治二十五年十月)「全年全月二十五日、拝借金利引返納願ニ対スル御指令書」とあることから、二千元の貸与

が認められた直後の明治二十二年十二月二十五日に、あらためてこの願ひ出がなされたことが確認できる。

(三)の「授産金恩貸之儀ニ付歎願」は、明治二十二年十月十四日に、京都旧官家士族十二名が農商務大臣井上馨に宛てた授産金貸与願の農商務省への進達を、願人総代の畑道名と山科生幹が京都府知事北垣国道に願ひ出た書類の写しである。

(四)の「京都住旧幕士族名簿」は、明治二十二年十二月に作成された京都在住の旧幕士族の名簿で、三百四十二名が旧役職名とともに列記されている。

(五)の「記(金貳百六拾八円八拾七銭請取状)」は、二千元の授産金のうち旧幕士族分の二百六十八円八十七銭の受け取りについて、明治二十三年五月十六日に、京都住旧幕士族同志惣代の戸田高富・向坂興讓・関根経徳が、京都住旧官家士族同志総代の村田豊春以下十二名に宛てた書類である。なお、表題には「記」としか書かれていないが、便宜上その内容により「記(金貳百六拾八円八拾七銭請取状)」という史料名を付けた。

(六)の「授産金引継書」は、二千元の授産金のうち旧官家士族分の現在高千二百七十七円十一銭三厘の引き継ぎについて、明治二十五年(一八九二)九月二十二日に、授産金請願人総代の鈴鹿勝近が、旧官家士族総代議員および平安義会幹事に宛てた書類である。

(七)の「第壹号 明細書」は、二千元の授産金のうち旧官家士族分の千三百五十三円七十八銭二厘の内訳について、明治二十五年九月二十二日に、授産金請願人総代の鈴鹿勝近が、旧官家士族総代議員お

よび平安義会幹事に宛てた書類である。

(八)の「第弐号 明細書」は、二千円の授産金に対する利子等百四十九円二十六銭三厘の内訳について、明治二十五年九月二十二日に、授産金請願人総代の鈴鹿勝近が、旧官家士族総代議員および平安義会幹事に宛てた書類である。

(九)の「第参号 計算書」は、授産金請願費五十五円二十九銭八厘(二千円の授産金より支出)の内訳について、明治二十五年九月二十二日に、授産金請願人総代の鈴鹿勝近が、旧官家士族総代議員および平安義会幹事に宛てた書類である。

(十)の「第四号 計算書」は、平安義会創立費三十六円四十九銭(二千円の授産金より支出)の内訳について、明治二十五年九月二十二日に、授産金請願人総代の鈴鹿勝近が、旧官家士族総代議員および平安義会幹事に宛てた書類である。

(十一)の「総代議員撰挙会費及備品」は、明治二十四年(一八九二)十月から十二月の三か月間に要した総代議員選挙会費および備品費(平安義会唱導旧官家士族総会費)百三十四円十四銭四厘(二千円の授産金より支出)の内訳についての一覽表で、常設員の佐々木立大が作成したものと思われ、佐々木および常設員の山科生幹が署名捺印している。

(十二)の「領収証」は、二千円の授産金に関する諸書類や、額面千二百円の整理公債証書および現金八十九円五十三銭三厘の受け取りについて、明治二十五年九月二十二日に、旧官家士族総代議員および平安義会幹事が、授産金請願人に宛てた書類である。

## 二 史料の翻刻

(一)「拝借金之儀ニ付願」

拝借金之儀ニ付願

私共同族中ニハ、種々産業相立兼候輩モ有之、何歟相応之事ヲ起シ、永遠ノ策ヲ謀度精神ニ有之候処、何レモ世態ニ疎ク、経綸モ乏シク、為ニ曾テ恩賜ノ公債証書モ追々減耗シ、方向ヲ失ヒ居候輩モ多ク有之、此上荏苒経過候時ハ、如何ナル惨境ニ陥候ヤモ難斗、深く憂慮罷在候、就而ハ起業授産ノ目論見ヲ案シ候者モ、間々有之候得共、前条ノ次第ニテ、到底自力ヲ以テ事業ヲ計画スルノ道無之、還テ起業ノ念ヲ挫キ、必至困厄ノ場合ニ相成候ニ付、今日ニシテ前途ノ目的ヲ定メ、相当ノ事業ヲ起シ、以テ一同生産ノ道相定度存候間、特別ヲ以テ資本金御貸下被成下度、然ル上ハ永久其恩沢ニ浴シ候儀ニ有之候間、何卒本願御聞許被成下度、此段只管奉願候也、

明治廿二年十二月二日

京都旧官家士族惣代

京都市上京区鞍馬口通室町西入十七番戸

村田豊春(印)

同丸太町通川端東入東丸太町廿六番戸

堀川治弘(印)

同御車通清和院口上ル梶井町六番戸

畑道名(印)

同中立売通新町西入六番戸

多邨知興 (印)

同二条通新町東入大恩寺町三番戸

山科生幹 (印)

同室町通下長者町上ル清和院町十九番戸

小林祐勝 (印)

同寺町通今出川下ル百拾七番戸

山西春根 (印)

同両替町竹屋町上ル拾八番戸

莊林維英 (印)

同吉田町百拾壹番戸

鈴鹿義鯨 (印)

同吉田町拾九番戸

鈴鹿勝近 (印)

同新榎木町竹屋町上ル丁四番戸

渡邊 潔 (印)

同下京区七条通猪熊東入丁三番戸

下間真人 (印)

同三拾三間堂廻り町十七番戸

下間頼世 (印)

京都住旧幕下士族惣代

葛野郡朱雀野村拾四番戸

戸田高富 (印)

同 同村五拾九番戸

向坂興讓 (印)

上京区千本通中筋上ル町拾七番戸内壹号

関根経徳 (印)

京都府知事北垣国道殿

第四七七号

書面願之趣、左ノ通心得ヘシ

一 資金貳千円無利子ヲ以テ貸下ヘク、返納ノ義ハ、廿二年度限返納スヘシ

一 返納準備金トシテ金參百九拾六円五拾九錢貳厘一時上納スヘシ

明治廿二年十二月廿一日

京都府知事北垣国道 (印)

(二)「拝借金利引返納之儀ニ付歎願」

拝借金利引返納之儀ニ付歎願

旧官家社寺及京都住居旧幕士族同志総代村田豊春外拾五名、就産資金トシテ金貳千円拝借仕、何カ相応之事業ニ従事可致計画ニ候処、元来実業ニ経験乏シキ輩ノミニ付、一朝計画ヲ過マリ、拝借ノ資金ヲシテ、空シク損失ニ帰セシムルカ如キ事、有之候テハ、恩借之御主旨ニモ相戻り候次第ニ付、別ニ殖利ノ方法相設ケ度、然ルニ起業ノ為メ拝借相

願候次第二付、起業着手無之上ハ、速ニ資金返納可致ハ当然之処、何分拝借之現金ノミニテハ、迎モ直チニ起業着手ノ資ニ乏シク候二付、先ツ当分ハ兎モ角モ發起総代人ニ於テ、前陳利殖ノ方法相設ケ、且ツ之ニ依テ、將來産業ノ目途相立ツヘキ基礎、相立申度存候二付、目下ノ処ニテハ、一時返納ノ場合ニ、難立至事情ニ付、何卒此辺御洞察ノ上、此際五十ヶ年賦利引上納ノ儀、特別ノ御詮議ヲ以テ、御聽届被成下度、此段只管奉歎願候也、

京都旧官家士族総代

京都市上京区鞍馬口通室町西<sup>江</sup>入十七番戸

村田豊春(印)

同丸太町通川端東<sup>江</sup>入東丸太町廿六番戸

堀川治弘(印)

同御車通清和院口上ル梶井町六番戸

畑道名(印)

同中立売通新町西<sup>江</sup>入六番戸

多邨知興(印)

同二条通新町東<sup>江</sup>入大恩寺町三番戸

山科生幹(印)

同室町通下長者町上ル清和院町十九番戸

小林祐勝(印)

同寺町通今出川下ル百拾七番戸

山西春根(印)

同両替町竹屋町上ル拾八番戸

同吉田町百拾壹番戸

莊林維英(印)

同吉田町拾九番戸

鈴鹿義鯨(印)

同新樵木町竹屋町上ル四番戸

鈴鹿勝近(印)

同下京区七条通猪熊東<sup>江</sup>入三番戸

渡邊潔(印)

同三拾三間堂廻り町十七番戸

下間真人(印)

京都住旧幕下士族総代

下間頼世(印)

葛野郡朱雀野村拾四番戸

戸田高富(印)

同 同村五拾九番戸

向坂興讓(印)

上京区千本通中筋上ル町拾七番戸内老号

関根経徳(印)

京都府知事北垣国道殿

第七八号

書面願之趣、聞届候條、左ノ通心得ヘシ

一 五十ヶ年賦税割引ノ計算ニヨリ、金參百七拾七円參拾四錢八厘ハ、返納準備金ヲ以テ即納スヘシ

一 資金拝借願ニ対シ、曩ニ及指令置候返納準備金額ハ、更ニ前項ノ通訂正ス

一 貸下ケ資金ノ内、金九拾七円四錢五厘ハ、特別ノ詮議ヲ以テ下付ス

一 就産資金ハ、自后一般士族ノ共有トシ、殖利方法相設ケ届出ヘシ  
明治廿三年三月三日

京都府知事北垣国道（印）

（三）「授産金恩貸之儀ニ付歎願」

別紙願書、農商務省<sup>江</sup>差出度候間、御進達被成下度、宜敷奉願候也、

明治廿二年十月十四日

京都市上京区御車道道清和院口上ル梶井町六番戸

願人総代 畑 道名

京都市上京区二条通新町東<sup>江</sup>入大恩寺前町三番戸

全上 山科生幹

京都府知事北垣国道殿

授産金恩貸之儀ニ付歎願

自分等旧官家士族ト称スル者ハ、維新前曾テ親シク闕下ニ奉事セシ者、

及ヒ旧宮門跡并ニ旧堂上方ニ三代以上勤続シタル者、其他旧神官ト称セシ輩ヨリ成レル所ノ集合ニシテ、明治ノ初年改メテ一様ノ京都府士族ニ列セラレ、尔来多少ノ家禄ニ頼リテ、細々其生計ヲ営ミ、中ニハ其禄ヲ奉還シ、其奉還金ヲ以テ、思ヒ々々ノ事業ヲ起シ、又ハ中頃金禄公債券ニ改メラレシ後、其公債券ヲ沽却、若シクハ抵当トシ、其金ヲ以テ商店ヲ開キ抔シテ、各自將ニ永世ノ謀圖ヲ成サントセシモ、何分ニモ從來未タ嘗テ手馴レサル所ノ事ナルヲ以テ、十ノ八九ハ為メニ其資金ヲ亡失シ、甚シキハ失敗ノ余、父子相見ス、兄弟離散ノ慘状ニ陥リ、終ニハ殆ント飢餓ニ迫レル者モ、往々之ナキニアラス、縦令ヒ斯クマテニハ至ラサルモ、其公債利金ニ頼リテ、終ニ一家ノ口ヲ糊シ、区々トシテ目下ノ活路ヲ歩ルニ過キサルノ姿ニシテ、今日最モ重ンスヘキ子弟教育ノ事ノ如キ終ニ之ヲシテ小学ニ入ラシムルノ外、還夕高等ノ学科ヲ修メシムルニ足ルヘキ余資アル者ハ、千有余名ノ同族中、僅々指ヲ屈スルニ過キス、況ンヤ若シ不幸ニシテ、一朝疾病或ハ不慮ノ異変アルニ当リテハ、忽チ藥餌其他ノ費途ヲ支フルニ由ナク、徒ニ手ヲ束ネテ病者ノ死ヲ俟チ、又他ノ災厄ヲモ避ケ能フ可ラサルノ状態ナルハ、要スルニ素ト同族各自力短才無能ノ因テ致ス所ニシテ、亦奈何トモス可ラサルノ次第ナリトハ申シナカラ願フニ、若シ我々同族ヲシテ、茲ニ若干ノ資金ヲ共有シ、衆智衆力相投シテ、以テ何マレ經營スル所アラシメンニハ、如何ニ暗昧為スニ足ラサル者共トハ云ヘ、聊カ各自ノ産業ヲ立テ得ルニ至ルハ、益シ疑フヘクモアラサルヘシト相信シ申候、何トナレハ、各自既ニ再三再四ノ失敗ニ懲リ、又且ツ數回ノ辛酸ヲ經歷シタル今日ナレハ、尚此上迂闊ノ処置ハナスマジク、將

又孤立独行ニアラズシテ、共同戮力相助ケ、相補ヒ、以テ俱ニ其成ヲ期セントスルニ因レハナリ、近頃道路説ク所ニ抛レハ、御省ニテハ、今度各地士族中ノ従前既ニ授産資金ヲ拝借シ居レル者ニ対スルノ御処分ト共ニ、其未ダ嘗テ拝借シ居ラサル分ノ士族ニ対シ、夫々応分ノ授産貸与ノ方法ヲモ施行セラル、ヤノ趣、此ノ巷説ノ真偽ハ、自分等同族ノ固ヨリ与リ知ルヘキ所ニアラザルハ勿論ナリト雖トモ、若シ果シテ万一斯ノ如キ御内儀アラシニハ、万全無限ノ幸榮ナリト雖トモ、縦令ヒ此ノ巷説ヲシテ、架空取ルニ足ラサルノ風説ナリトスルモ、我々同族ガ現況ハ、既ニ前陳ノ如ク、啻ニ憐ムベク悼ムベキノ状態ナルノミナラス、各府県下旧藩士族中ニハ、業既ニ授産資恩貸ノ榮ニ与リシ者、多分有之候趣ナルニモ拘ラス、我ガ旧官家士族ノ如キハ、未ダ嘗テ右恩貸ノ儀ヲ請願セシ事モ無之、又其恩貸ノ榮ニ与リシトモ無之、実ニ今回始メテ事情ヲ陳ベ、哀訴歎願致候儀ニ付、何卒前陳ノ情態、御憐察被成下、応分ノ授産資御貸下相成度、尤モ願意御聞届ノ上ハ、将来衆議上、屹度見込ノ立ツヘキ事業アルニ遭遇スル迄ノ間ハ、先ツ当分公債証書トナシテ、相当保管ノ方法ヲ立ツルカ、或ハ信認スベキ銀行等ニ預込ノ利陪ノ方法ヲ設クルカノ協議ヲ定メ、将来子々孫々ニ至ルマテ、必ズ共同事業ノ資金ト相成候様致度、其方法ノ如キハ、愈御詮議相成候日ヲ俟テ、何分具伸可致、則チ同族多衆ニ代リ、敢テ此段奉歎願候也、

明治廿二年十月十四日

京都旧官家士族

京都市上京区鞍馬口通室町西<sup>江</sup>入十七番戸

全 村田豊春  
丸太町通川端東<sup>江</sup>入東丸太町廿六番戸

堀川崇弘父

堀川治弘

全 二条通新町東<sup>江</sup>入大恩寺町三番戸

山科生幹

全 寺町通今出川下ル百十七番戸

山西春根

全 新榎木町竹屋町上ル西草堂町四番戸

渡邊 潔

全 吉田町百六十一番戸

鈴鹿義雄

全 吉田町十九番戸

鈴鹿勝近

全 両替町竹屋町上ル拾八番戸

莊林維英

全 御車道清和院口上ル梶井町六番戸

畑 道名

全 中立売通新町西<sup>江</sup>入六番戸

多村知興

全 下京区七条通猪熊東<sup>江</sup>入三番戸

下間真人

全 三十三間堂廻り十七番戸

下問頼世

農商務大臣伯爵井上馨殿

(四)「京都住旧幕士族名簿」

(省略)

(五)「記(金貳百六拾八円八拾七銭請取状)」

(省略)

(六)「授産金引継書」

授産金引継書

一 金壹千參百五拾參円七拾八銭貳厘

授産金  
旧官家士族ノ分

別紙第壹号明細書ノ通り

一 金壹百四拾九円貳拾六銭參厘

利子其他

別紙第貳号明細書ノ通り

計金壹千五百參円四銭五厘

内

一 金五拾五円貳拾九銭八厘

授産金請願費

別紙第參号計画書ノ通り

外二領収証拾貳通添

一 金參拾六円四拾九銭

平安義会創立費ノ分  
務研会名義中ノ分

別紙第四号計画書ノ通り

外二領収証拾八通并領収簿壹冊添

一 金壹百參拾四円拾四銭四厘

別紙第五号計画書ノ通り

外二領収証五拾四通添

(付箋)  
外二 金五円七拾五銭六厘

撰挙会当日紛失、当時搜索中ノ由  
多邨氏ヨリ報道アリ

計金貳百貳拾五円九拾參銭貳厘

右收支計算差引

一 金壹千貳百七拾七円拾壹銭參厘

現在高

内

金壹千八百八拾七円五拾八銭

整理公債証書額面壹千  
貳百円也、買入ノ代価

金八拾九円五拾參銭參厘

現金

(付箋)  
内 金五円七拾五銭六厘

撰挙会当日紛失、当時搜索中ノ由  
多邨氏ヨリ報道アリタル分

右之通及御引渡候也

授産金請願人総代

明治廿五年九月廿二日

鈴鹿勝近(印)

旧官家士族総代議員御中  
平安義会幹事 御中

〔七〕「第壹号」明細書

〔第壹号〕明細書

一 金壹千六百参円四拾銭八厘 廿三年二月廿七日下午附金

右ハ京都住居旧官家及社寺旧幕士族、就産金トシテ貸下金、弍千円ノ五十ヶ年賦利引上納準備金、参百九拾六円五拾九銭弍厘ヲ引去リ、全ク下附サレタル金高

一 金拾九円弍拾四銭四厘 全年三月十九日下附金

右ハ前項ノ準備金参百九拾六円五拾九銭弍厘ヲ、更ニ金参百七拾七円参拾四銭八厘ニ訂正サレタルニ付差異金

参考 廿三年三月三日京都府指令ニヨリ訂正高

一 金壹千九百弍円九拾五銭五厘 貸下ケ金

一 金九拾七円四銭五厘 改正ニ付下附

内 金参百七拾七円参拾四銭八厘 返納準備金  
計金壹千六百弍拾弍円六拾五銭弍厘

内

金弍百六拾八円八拾七銭 廿三年五月十六日旧幕士族渡シ高  
別紙領収書六号ノ通り

差引

金壹千参百五拾参円七拾八銭弍厘 授産金  
右之通ニ候也 旧官家士族ノ分

授産金請願人総代

明治廿五年九月廿二日

鈴鹿勝近(印)

旧官家士族総代議員御中  
平安義会幹事 御中

〔八〕「第貳号」明細書

〔第貳号〕明細書

一 金拾四円 廿三年五月十七日三井銀行ヨリ請求

一 金六拾七円 廿四年五月十九日全上

一 金参拾五円 今年十二月十六日整理公債証書額面  
壹千四百円也ニ対スル半季ノ利子

一 金参拾円 廿五年六月十六日整理公債証書額面  
壹千弍百円也ニ対スル全上

一 金弍円八銭 廿四年十二月整理公債証書額面弍百円也  
売却ノ利益

一 金壹円八拾参銭七厘 端金貯金預ケ利子

計金壹百四拾九円九拾壹銭七厘

内 金六拾五銭四厘

廿三年五月十七日旧幕士族へ渡シ  
別紙第七号領収書ノ通り

差引

金壹百四拾九円貳拾六銭参厘

右之通二候也

授産金請願人総代

明治廿五年九月廿二日

鈴鹿勝近(印)

旧官家士族総代議員御中  
平安義会幹事 御中

(九)「第参号」計算書

「第参号」<sup>本番</sup>計算書

一 金五拾五円貳拾九銭八厘

授産金請願費

内

- 金拾五円 東上費補助
- 金八円六拾銭 願書用名簿謄写料
- 金六円四拾九銭 筆紙墨料
- 金六円貳拾七銭参厘 広告料
- 金貳円六拾九銭 通信及郵便費
- 金貳拾五銭 文庫壹個代
- 金拾九銭五厘 公債証書替手数料
- 金五円五拾銭 人夫雇及人力車賃
- 金五円 席料及茶炭代

金五円参拾銭

右之通二候也

授産金請願人総代

明治廿五年九月廿二日

鈴鹿勝近(印)

旧官家士族総代議員御中  
平安義会幹事 御中

(十)「第四号」計算書

「第四号」<sup>本番</sup>計算書

一 金参拾六円四拾九銭

平安義会創立費ノ内  
修好会名義中ノ分

内

- 金壹円七拾八銭 通信及郵便
- 金壹円四拾貳銭 人夫雇賃
- 金六円四拾参銭六厘 名簿謄写料
- 金五円参拾九銭壹厘 筆紙墨料
- 金参百九拾銭 印刷費
- 金拾貳円貳拾八銭 妙経寺家賃其他  
集会所席料
- 金壹円拾八銭 茶炭費
- 金貳円四拾九銭七厘 八 新聞紙広告料
- 金壹円六拾銭五厘 八 書類入箱其他器物

右之通二候也

授産金請願人総代

明治廿五年九月廿二日

鈴鹿勝近(印)

旧官家士族総代議員御中  
平安義会幹事 御中

(十一)「総代議員撰挙会費及備品」

(省略)

(十二)「領収証」

領収証

- 一 明治廿二年十二月二日、授産金拝借願ニ  
対スル御指令書 壹通
- 一 全年全月二十五日、拝借金利引返納  
願ニ対スル御指令書 壹通
- 一 全年十月十四日、農商務省へ授産金  
恩貸ノ儀ニ付願書写 壹通
- 一 旧官家士族名簿 壹冊
- 一 旧幕士族名簿 壹冊
- 一 整理公債証書額面 壹千弍百円也

- 一 金八拾九円五拾参銭参厘 現金
- 一 文庫 壹個

内金五円七拾五銭六厘  
是ハ撰挙会当日紛失、当時搜索  
中ノ由、多村氏ヨリ報道アリタル分

右者囊ニ各位ニ於テ、同族ノ為政府ニ向ヒ請願セラレタル授産金、及  
ヒ利子金也、而シテ該金額ノ内、弍百弍拾五円九拾参銭弍厘ヲ支払ヒ  
タル事ヲ、本会ニ於テ認定シタリ、依テ本日請願人ヨリ総代議員、并  
ニ本会幹事<sup>江</sup>引継ヲ了ス、則領収証如斯候也

一 (付箋)  
金弍百弍拾五円九拾参銭弍厘  
内  
金五拾五円弍拾九銭八厘 授産金請願  
但領収証拾弍通添  
金参拾六円四拾九銭 修好会名義  
中ノ分金  
但領収証拾八通并領収簿壹冊添  
金百参拾四円四拾四銭四厘 総代議員撰挙会費  
但領収証五拾四通添

明治廿五年九月廿二日

総代議員

服部保親 (印)  
中川武俊 (印)  
玉木正興 (印)  
鈴鹿正静 (印)  
八田益満 (印)  
井上宗静 (印)

幹事

鳥居川憲昭 (印)  
熊沢直行 (印)  
兼田義路 (印)  
岩橋元柔 (印)

授産金請願人

御中

おわりに

本稿で翻刻・紹介した史料から、あらたに得られた草創期の平安義会に関する知見を整理することで、結びとしたい。

(三)の「授産金恩貸之儀ニ付歎願」に、「御省ニテハ、今度各地士族中ノ従前既ニ授産資金ヲ拝借シ居レル者ニ対スルノ御処分ト共ニ、其未ダ嘗テ拝借シ居ラサル分ノ士族ニ対シ、夫々応分ノ授産資貸与ノ方法ヲモ施行セラル、ヤノ趣、此ノ巷説ノ真偽ハ、自分等同族ノ固ヨリ与リ知ルヘキ所ニアラザルハ勿論ナリト雖トモ、若シ果シテ万一斯

ノ如キ御内儀アランニハ、万全無限ノ幸栄ナリ」とある通り、農商務省による授産金貸与との風聞を耳にした京都在住の官家士族たちは、明治二十二年（一八八九）十月十四日に、農商務大臣井上馨宛の授産金願の進達を、京都府知事北垣国道に願い出た。ただし、「見込ノ立ツヘキ事業アルニ遭遇スル迄ノ間ハ、先ツ当分公債証書トナシテ、相当保管ノ方法ヲ立ツルカ、或ハ信認スベキ銀行等ニ預込ノ利陪ノ方法ヲ設クルカノ協議ヲ定メ」とあるように、官家士族たちにとって有益な共同事業を見出せない状況での歎願であったことが分かる。

これ以降の授産金の請願（あるいは承認）などには、(一)や(二)の通り京都府知事北垣国道自身が対応しており、官家士族たちによる(三)の歎願を受けた北垣が、実際にこれを農商務省へ進達したかは定かでない。ただし、(九)の「第参号 計算書」には、授産金請願費の費目の一つとして「金拾五円 東上費補助」が記載されており、後に授産金の貸与が承認される過程において、農商務省が関与していた可能性はあろう。

ところで、(三)では「旧官家士族ト称スル者ハ、維新前曾テ親シク闕下ニ奉事セシ者、及ヒ旧宮門跡并ニ旧堂上方ニ三代以上勤続シタル者、其他旧神官ト称セシ輩ヨリ成レル所ノ集合」と官家士族を定義しており、このうち京都在住の村田豊春・堀川治弘・山科生幹・山西春根・渡邊潔・鈴鹿義鯨・鈴鹿勝近・荏林維英・畑道名・多村知興・下間真人・下間頼世の十二名が、農商務大臣宛の授産金請願書に名を連ねている。また、北垣国道宛の進達願では、彼らの中でも畑と山科が願人総代となっている。なお、この畑と山科については、後に平安義

会第二代会長となる尾崎三良の日記の明治二十二年から二十三年にかけて、関連記事があるので紹介する。

(i) 明治二十二年二月三日条

(前略) 桜井ヲ訪、平安義校基金ノ事ニ付相談会アリ、伊丹、小西等同席、京都士中三名ノ者恩賜金ノ事ニ付質問ノ書面来ル、其三名ハ左ニ、

京都上京区第三十三組法林寺前町六番戸 山科生幹

〃 第八組横神明町十五番戸 佐々木立大

〃 第十二組梶井町六番戸 畑道名

右返書ヲ桜井へ依托ス、(後略)

(ii) 明治二十二年四月四日条

(前略) 伊丹重賢ヨリ書面来ル、京都山科某外二名ヨリノ書面式通ヲ封入ス、其書面ハ平安校基金ニ付不平ノ意見書ナリ、其論粗暴鄙俚ニシテ取ルニ足ラズ、(後略)

(iii) 明治二十二年四月三十日条

(前略) 夕刻ニ至リ桜井来ル、山科正幹書面ノ事ニ付談アリ、先ツ返書セザル事ニ決ス、夫ヨリ京都旧官家士族へ恩賜三万円並ニ年々下賜セラル、所ノ教育費ヲモ悉皆京都府知事ニ委任スル事ニ決ス、(後略)

(iv) 明治二十二年六月十八日条

(前略) 午後四時星ヶ岡茶寮ニ至ル、但シ本日兼テノ約束ニ依リ北垣京都府知事ヲ招キ、三条公、<sup>(実美)</sup>五辻、<sup>(安世)</sup>伊丹、桜井等参会、京都官家士族へノ恩賜金並ニ子弟教育ノ事ヲ委托スルノ相談会ナリ、北垣ハ猶帰京ノ上篤ト取調ノ上、見込ヲ立、将来ノ相談スベキ旨ヲ答ヘテ帰ル、夜九時過一同退散、(後略)

(v) 明治二十三年五月十七日条

(前略) 午前十時星ヶ岡茶寮ニ至ル、兼約ニ依リ会スル者、三条公、<sup>(前光)</sup>柳原伯、<sup>(久元)</sup>土方子、五辻子、伊丹、桜井、北垣及予等ナリ、其用談ハ平安義校ノ事ナリ、右平安義校ハ宮内省ヨリ年々賜フ所ノ恩賜金年式千四百円ニテ維持シ、並ニ過般賜フ所ノ授産金三万円ヲ基金トシテ其利子ヲ積置、後年恩賜式千四百円期限満ル時(明治二十六年)、後ニ至リ其基金積金ノ利子ヲ以テ継続スル事ニ決定シアル処、近頃京都旧官家士族ノ内多村知興、山科正幹、<sup>(マ)</sup>畑道名ノ類屢々条公其他へ建言シ、其金員ハ京都士族ノ共有物ナルヲ以テ、其者等一統へ協議ノ上ニアラザレバ如何トモスル事能ハザルモノナリ云々トテ、頻リニ其金員管理ノ事ニ容喙シテ已マズ、其結局ノ目的ヲ推窮スレバ、自分等ガ協議員ト為リ、金員使用ノ事ニ関係シタキ精神ナリ、然レドモ前文記載スルガ如ク、此金員ハ宮内省ノ恩賜金ニ相違アラザルモ、其管理、使用等ハ一切宮内大臣ヨリ我等三人、伊、桜、予ニ付託セラレ、且其監督ヲ三条公、五辻子ニ委任セラレタルモノニシテ、決シテ他ニ使用スベカラザ

ルハ勿論、決シテ士族ノ共有物ニアラザル事ハ明白ナリ、此性質論ニ付テハ能ク決定シ置カザレバ、後日又紛紜ヲ生ジテハ然ルベカラズ、依テ今宮内大臣、北垣知事、三条公、柳原伯、五辻子等列席ニテ此事ヲ決ス、平安校ヲ北垣京都府知事へ囑托スル事ニ付、昨年来依頼状ヲ遣ハシタルニ、今日弥々其決答ヲ申出タリ、其答ニハ、拙者引受クル以上ハ一個人ニアラズ、京都府知事ノ資格ヲ以テセザレバ其効薄シ、所以何トナレバ一個人ノ北垣ハ何時京都ヲ離ル、モ計リガタシ、知事ノ代ル度ニ動揺セザルベカラズ、此レ甚安全ノ道ニアラズ、然レバ知事ニ対シ公然タル書面ヲ差出ス事ニシタシ、然ルトキハ明治十九年勅令第十四号諸学校通則ニ依リ府立普通中学校ニ准ジ総テ取扱ヲ為スベシ、然ルトキハ此所一時建築其他備付品ノ入費トシテ金五千六百円ヲ出シ、且年々維持費トシテ五千円ヲ寄付スル事ヲ我々發起人ニ於テ担任セザルベカラズ云々、条公始此出金ハ到底見込無之、北垣ハ是レナケレバ引受ガタシトノ事ニテ議纏ラズ、北垣ハ病氣ノ故ヲ以テ午十二時退出ス、予等後二居残り協議シ、先ヅ従前ノ通据へ置キ、当分中川<sup>(武俊)</sup>ニ委任スル事ニ決シ、退散ス、時二午后二時三十分ナリ、(後略)

これらのうち (i) によると、明治二十二年十月に北垣国道宛の進達願で願人総代を称した山科生幹・畑道名(および佐々木立大)が、これに先立つ同年二月の段階で、東京在住の伊丹重賢・尾崎三良・桜井能<sup>(6)</sup>監らのもとに、恩賜金に関する質問状を届けていたことが判明する。この恩賜金とは、官家士族救済のため明治十二年(一八七九)に

恩貸された三万円などのことで、これらの基金で京都在住官家士族子弟のための平安義校が運営されており、伊丹・尾崎・桜井らが恩賜金の管理等を任されていた。<sup>(7)</sup>

(ii)(iii)では、平安義校基金とされていた恩賜金の使途等について、山科生幹らが不満を抱いていたこと、尾崎三良らは彼らの意見を「粗暴鄙俚」として取り合わなかったことが分かる。また、こうしたなかで尾崎らが京都府知事北垣国道に対して、恩賜金や平安義校の管理等を委託したいと相談していたことが、(iii)(iv)に記されている。なお、(v)の通り、翌明治二十三年(一八九〇)五月、北垣が事実上これを断つたため、当面はこれまでのように、京都府の官吏で同校理事の一人であった中川武俊に、平安義校の管理等を委任することとなった。

さらに、(v)には「近頃京都旧官家士族ノ内多村知興、山科<sup>(正幹)</sup>畑道名ノ類屢々条公其他へ建言シ、其金員ハ京都士族ノ共有物ナルヲ以テ、其者等一統へ協議ノ上ニアラザレバ如何トモスル事能ハザルモノナリ云々トテ、頻リニ其金員管理ノ事ニ容喙シテ已マズ、其結局ノ目的ヲ推窮スレバ、自分等ガ協議員ト為リ、金員使用ノ事ニ関係シタキ精神ナリ」とあり、山科生幹・畑道名に加えて、平安義校創立委員の一人で明治二十二年の授産金請願書にも名を連ねていた多村知興らが、三万円の恩賜金をはじめとする平安義校の基金について、京都在住の官家士族にもこれに口出しする権利があると主張していたことが分かる。

以上のように、京都在住の官家士族による明治二十二年の授産金請願は、恩賜金の使途等に対する不満を背景になされたものと思われる。

官家士族たちのみによる農商務大臣宛の請願であった(三)に対して、約二か月後の明治二十二年十二月二日になされた(一)の「拝借金之儀ニ付願」では、小林祐勝を加えた十三名の京都旧官家士族惣代と、三名の京都住旧幕士族惣代の連名で、京都府知事北垣国道に授産金の貸与を願ひ出ている。旧幕士族との連名に方針を変更した理由は明確ではないものの、この請願により北垣からは同年十二月二十一日付で、三百九十六円五十九銭二厘の返納準備金の上納を条件に、二千元の授産金の貸与が承認されている。なお、(四)の「京都住旧幕士族名簿」は、この請願に伴って作成されたものと考えられよう。

さて、授産金として二千元の貸与が認められた直後の同年十二月二十五日には、(二)の「拝借金引返納之儀ニ付歎願」の通り、(一)と同じく官家士族と旧幕士族の連名により引返納を請願し、明治二十三年三月三日付で、九十七円四銭五厘の下付と返納準備金の三百七十七円三十四銭八厘への引き下げが、北垣国道によって認められた。また、(二)に「何分拝借之現金ノミニテハ、迎モ直チニ起業着手ノ資ニ乏シク候ニ付、先ツ当分ハ兎モ角モ発起総代人ニ於テ、前陳利殖ノ方法相設ケ、且ツ之ニ依テ、将来産業ノ目途相立ツヘキ基礎、相立申度存候」とある通り、(三)の農商務大臣宛の請願と同様に、(二)の請願の場合にも、起業の目途はおるか利殖の方法さえ決まっていなかったことが分かる。

(七)の「第壹号 明細書」によると、明治二十三年二月七日に、二千元の授産金から三百九十六円五十九銭二厘の返納準備金を差し引いた千六百三十四円四十八銭八厘が貸下げられたこと、同年三月三日に返納

準備金が三百七十七円三十四銭八厘に引き下げられたことに伴い、同年三月十九日に、その差額として十九円二十四銭四厘が貸下げられたことが確認できる。さらに、貸下げられた金額の合計千六百二十二円六十五銭二厘から、同年五月十六日に、旧幕士族へ二百六十八円八十七銭が引き渡されおり、旧官家士族分の授産金は千三百五十三円七十八銭二厘であったことが分かる。なお、(五)の「記(金式百六拾八円八拾七銭請取状)」は、このときに引き渡された旧幕士族分の授産金の請取状であるが、明治二十二年十二月二日には旧官家士族と旧幕士族が連名で授産金を請願していたにもかかわらず、早くも明治二十三年五月十六日には授産金を分割し、その後は活動等での連携も見られなくなる。

(八)の「第貳号 明細書」には、明治二十三年五月十七日から明治二十五年六月十六日までの利子等による収入が百四十九円九十一銭七厘あり、このうち六十五銭四厘は旧幕士族分として明治二十三年五月十七日に引き渡したため、旧官家士族分としての収入は百四十九円二十六銭三厘であったことが記載されている。なお、旧幕士族へ引き渡した六十五銭四厘については、(五)の「記(金式百六拾八円八拾七銭請取状)」にも追記されている。

(六)の「授産金引継書」では、旧官家士族分の授産金は、千三百五十三円七十八銭二厘に利子等の収入百四十九円二十六銭三厘を加えた合計千五百三十四円四銭五厘となっている。ここから授産金請願費五十五円二十九銭八厘、平安義会創立費三十六円四十九銭、総代議員選挙会費百三十四円十四銭四厘の合計二百二十五円九十三銭二厘が

支出として差し引かれ、明治二十五年における授産金の現在高は、千二百七十七円十一銭三厘である。なお、このうち千百八十七円五十八銭は額面千二百円の整理公債証書として、残る八十九円五十三銭三厘は現金で保有していたとある。

(九)の「第参号 計算書」には、「東上費補助」「願書用名簿謄写料」などの授産金請願費五十五円二十九銭八厘の内訳が、(十)の「第四号 計算書」には、「通信及郵便」「人夫雇賃」などの平安義会創立費三十六円四十九銭の内訳が、それぞれ記載されている。ここで注目されるのは、(十)の三十六円四十九銭が「平安義会創立費ノ内修好会名義中ノ分」と表記されている点である。この「修好会」については、「由緒沿革誌 其ノ一」に綴られた「平安義会沿革概略」にその名が見られるので、まずはその該当箇所を以下に引用する。

<sup>(明治)</sup>同廿四年五月内務省ノ達シニ基ケル士族授産金ノ整理ニ付、壹千有餘円ノ下付アリ、右ハ当地在住ノ士族(旧藩士族ヲ除ク)即チ旧官家士族、社寺士族、旧幕臣士族等ノ收受スベキ者ナルヲ以テ、一時修好会ト名クル団体ヲ組織シ、受領ノ后、旧幕士族ハ之レヲ分与シ、他ハ旧官家士族名儀ノ下ニ、一括シテ平安義会ト改称セリ、

ここに記載の「壹千有餘円」は、明治二十二年十二月二十一日に貸与が認められた二千円の中の旧官家士族分を指すと考えられよう。詳細は不明であるが、明治二十四年(一八九一)五月に、「内務省ノ達

シニ基ケル士族授産金ノ整理」によって、それまで貸与であった旧官家士族分「壹千有餘円」の授産金が、「下付」されることとなったようである。本稿のこれまでの検討を踏まえて考えるに、明治二十三年二月七日に返納準備金を差し引いた約千六百円の授産金が貸下げられると、授産金の請願を行った京都在住の旧官家士族惣代および旧幕士族惣代たちは、一時的に「修好会」と称する団体を組織していたが、同年五月十六日に旧官家士族惣代が旧幕士族惣代に旧幕士族分の授産金を分与し、明治二十四年五月の内務省による士族授産金整理に伴って、旧官家士族分「壹千有餘円」の授産金が下付されたのを機に、「修好会」から「平安義会」へと改称したということになる。こうした明治二十四年における平安義会の設立については、『尾崎三良日記』にも関連記事があるので紹介する。

(I) 明治二十四年六月五日条  
(前略) 西京<sup>(東京)</sup>辻、中川、多村、佐々木、山科、莊林、畑、熊沢外二名連署ノ書状来ル、則平安義会設立ノ要旨等ヲ封入シ其賛成ヲ乞フナリ、宮内省へ持参桜井ニ渡ス、

(II) 明治二十四年六月二十一日条  
(前略) 伊丹ヨリ書面来ル、京都中川以下九名へ書面遣ス、但シ過日平安義会発起人トシテ辻重義、中川武俊、莊林、熊沢、佐々木、山科等ヨリ其主意書等ヲ添へ相懇親スル旨申来ルニ付、賛成ノ旨返書ナリ、但伊丹、桜井及予ノ三名連名ナリ、

(Ⅲ) 明治二十五年一月一日条

(前略) 桜井能監ヨリ書面来ル、京都旧官家士族同志者惣代清水慶可、若江文雄兩人ノ書面ヲ封入スルナリ、其書面ノ主意ハ中川武俊外十九名發起人ト為リ旧官家士族惣代選挙会ヲ開キタルニ、種々不服ノ事有之趣申来ルナリ、其書面ハ直ニ多田好問ヘ郵送ス、(後略)

(Ⅳ) 明治二十五年一月十五日条

(前略) 西京旧官家同志者総代清水慶可、平田従高、今村盛敬ヨリ書面来ル、其主意ハ旧官家士族団体平安義会代議員選挙ノ事ニ付不服ヲ申来ル也、則之ヲ伊丹、桜井等ヘ廻送ス、且清水慶可等三人ヘ返事遣ス、(後略)

これらのうち (Ⅰ)(Ⅱ) からは、明治二十四年六月五日に、京都在住の中川武俊・多村知興・佐々木立大・山科生幹・莊林維英・畑道名ら十名の連名による平安義会設立の主意書などが、東京の尾崎三良らのもとに届き、尾崎は同年六月二十一日に、伊丹重賢・桜井能監との連名で、これに賛成する旨の返書をしたことが確認できる。この主意書に名を連ねた官家士族たちは、「平安義会發起人」を称しており、彼らのうち多村・山科・莊林・畑は、明治二十二年十二月の授産金の請願において「京都旧官家士族惣代」を称した人びとで、佐々木は、同年二月に山科や畑と連名で、尾崎に質問状を送付した人物である。はじめに紹介した通り、後世の編纂物である『平安義会事歴 全』

では、平安義会の設立が明治二十四年五月であると記されているものの、「明治廿四年五月平安義会ノ組織成リ同廿六年七月ニ至リ伊丹ハ其会長ニ推選セラレタリ」とあるのみで、設立の経緯や草創期の平安義会の性格などについてはまったく触れられていない。まずは先に引用した「平安義会沿革概略」や(Ⅰ)の記事などの同時代史料によって、平安義会の設立が明治二十四年五月であることは、間違いなく実証されたといえよう。さらに、本稿で紹介した「由緒沿革誌 其ノ二」所収の「授産金ニ関スル書類」によって、平安義会という組織は、明治二十二年の授産金の請願に名を連ね、その後は修好会を組織していた京都在住の官家士族たちが中心となって、彼らが手にした授産金の一部を「平安義会創立費」として支出し、明治二十四年五月に設立された団体であることも明らかとなった。

ところで、(Ⅲ)(Ⅳ)によると、平安義会が設立された翌年の明治二十五年(一八九二)一月に、「京都旧官家士族同志者惣代(西京旧官家同意者総代)」を称する清水慶可・若江文雄・平田従高・今村盛敬といった人びとが、「旧官家士族惣代選挙会(旧官家士族団体平安義会代議員選挙)」についての不服を訴える書面を、東京の伊丹・尾崎・桜井のもとに届けている。この「中川武俊外十九名」を「發起人」とする「旧官家士族惣代選挙会」とは、(十一)の「総代議員選挙会費及備品」に記載がある通り、「自明治二十四年十月、至全十二月三ヶ月間に、「平安義会唱導旧官家士族総会費」として、授産金から百三十四円十四銭四厘が支出された「総代議員選挙会」のことと思われる。この(十一)の書類には、「常設員」として佐々木立大と山科生幹の署名捺

印があり、また、(六)の「授産金引継書」には、「金五円七拾五銭六厘撰挙会当日紛失、当時捜索中ノ由、多邨氏ヨリ報道アリ」との付箋が貼られているように、佐々木・山科・多村知興といった「平安義会発起人」が、この旧官家士族総代議員選挙の管理・運営を担当していたと考えられよう。

(十二)の「領収証」は、明治二十五年九月二十二日に、旧官家士族総代議員および平安義会幹事が、(六)の「授産金引継書」に記載の授産金およびこれに関する諸書類を、授産金請願人から引き継いだ際の領収証である。この(十二)では、旧官家士族総代議員として、服部保親・中川武俊・玉木正興・鈴鹿正静・八田益満・井上宗静が、平安義会幹事として、鳥居川憲昭・熊沢直行・兼田義路・岩橋元柔が、授産金請願人宛の領収証に署名捺印しており、彼らは明治二十四年十月から十二月の期間に実施された旧官家士族総代議員選挙において、選出されたものと考えられる。なお、授産金請願人とは、多村知興・山科生幹・莊林維英・畑道名をはじめとする明治二十二年十二月の授産金の請願に名を連ねた十三名の京都旧官家士族総代たちであろうが、平安義会の設立に草創期から関わっていた彼らは、誰もあらたな旧官家士族総代議員や平安義会幹事には選出されていない。

さて、授産金などが平安義会に引き継がれた翌年の明治二十六年(二八九三)には、前稿で詳述した通り、東京在住の伊丹重賢が同会の会長に推戴され、宮内省に公認された同会には伊丹らが管理していた恩賜金なども引き継がれた。さらに、同年の平安義校の廃止に伴い、官家士族子弟への奨学事業をおもな活動内容とした平安義会の基礎が

確立されるのである。

以上、『平安義会資料』所収「由緒沿革誌 其ノ二」に綴られた「授産金ニ関スル書類」を翻刻・紹介するとともに、草創期の平安義会について考察してきた。本稿では、東京在住の伊丹重賢らが管理する恩賜金の使途等への不満を背景として、京都在住で京都旧官家士族総代を称する十三名が、明治二十二年十二月に京都住旧幕士族総代との連名で授産金の貸与を請願し、明治二十三年二月に授産金が貸下げられると、彼らは修好会を組織したものの、同年五月には旧幕士族分の授産金を分与し、京都旧官家士族総代たちを中心とする平安義会発起人が、授産金の一部を創立費として、明治二十四年五月に平安義会を設立し、同年末の旧官家士族総代議員選挙によって、総代議員や平安義会幹事が選出され、明治二十五年九月に授産金が平安義会に引き継がれるまでの経緯を明らかにした。明治二十六年に平安義会の奨学事業が展開される背景には、京都在住の官家士族たちによるこうした活動が存在したのである。

#### 注

(一)すでに、「平安義会沿革概略」の翻刻と官家士族の先行研究―『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の紹介(一)―(『駒沢女子大学研究紀要』二四、二〇一七年)、「由緒沿革誌 其ノ四」の翻刻と平安義校―『平安義会資料』『旧桜橋財団関係資料』の紹介(二)―(『駒沢女子大学研究紀要』二五、二〇一八年)、「由緒沿革誌 其ノ二」の翻刻と平安義会の沿革―『平安義会資料』『旧桜橋財団関

係資料』の紹介（三）―（『駒沢女子大学研究紀要』二六、二〇一九年）を発表している。あわせて参照されたい。

（2）『平安義会事歴 全』（平安義会、一九〇八年）。詳細は注（1）拙稿（二〇一七）を参照のこと。

（3）拙稿以外の平安義会に関する先行研究には、小林丈広『明治維新と京都―公家社会の解体―』（臨川書店、一九九八年）、山下奈津美「平安義会のあゆみ―二條家と同志社をつなぐもの―」（『同志社大学歴史資料館館報』一一、二〇〇八年）がある。

（4）小林氏は、注（3）同著書において、平安義校の維持・管理を委嘱されていた京都府知事北垣国道らが、早くからその限界を感じていたのに対し、平安義校創立委員の多村知興らは平安修好会を組織し、官家士族救済のための恩賜金の使途をめぐる建議を繰り返して両者が対立するなかで、後に平安義会初代会長となる伊丹重賢らのあっせんにより、明治二十四年五月に同会が結成されたと説明している。

（5）伊藤隆・尾崎春盛編『尾崎三良日記 中巻』（中央公論社、一九九一年）。

（6）伊丹重賢・尾崎三良・桜井能監は、いずれも明治維新の後、新政府に出仕していた東京在住の官家士族である。

（7）詳細は注（1）拙稿を参照のこと。

（8）注（1）拙稿（二〇一七）においてすでに翻刻・紹介しているので参照のこと。

（9）注（1）拙稿（二〇一九）。